

小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業のしじみ貝けた網漁業）許可方針

令和8年2月1日

第1章 制限措置

（漁業種類）

第1 この方針を適用する漁業種類は、新潟県の内水面において操業される「しじみ」をとることを目的とした小型機船底びき網漁業のうち手繰第3種漁業とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶等の数）

第2 許可又は起業の認可をする船舶の数は、73隻以内とする。

（許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数）

第3 許可又は起業の認可をする船舶の総トン数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の総トン数とする。

（推進機関の馬力数）

第4 推進機関の馬力数は、現に許可又は起業の認可を受けた際の馬力数とする。

（操業区域）

第5 この漁業の操業を認める区域は、内共第8号の範囲内の区域とする。

（漁業時期）

第6 この漁業による漁業を認める時期は、5月15日から9月10日までとする。

（漁業を営む者の資格）

第7 この漁業を営む者の資格は、新潟県内を主たる根拠地とする漁船登録を受けている船舶により漁業を営み、内共第8号の漁業権者の同意を得た者とする。

第2章 許可又は起業の認可の基準

（許可又は起業の認可の基準）

第8 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えない場合 については、原則として許可又は起業の認可をする。

2 この漁業の許可又は起業の認可の申請に係る船舶の隻数が第2に定める隻数を超えた場合については、次に掲げる優先順位による。

(1) 第1順位

現に有効である当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶及びその代船又は承継に係る申請

(2) 第2順位

漁業後継者等、特別の理由により知事が認めたものに係る申請

(3) 第3順位

第1順位、第2順位に該当する申請以外の申請

第3章 許可の有効期間

(許可の有効期間)

第9 この漁業の許可の有効期間は、5年以内とする。